

第6期定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年3月24日(火曜日)
午前10時

場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館9階 会議室

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

目次

| | |
|--|----|
| 第6期定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 添付書類 | |
| 事業報告 | 3 |
| 連結計算書類 | 20 |
| 計算書類 | 23 |
| 監査報告書 | 27 |
| 株主総会参考書類 | 30 |
| 第1号議案 剰余金処分の件 | |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | |
| 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件 | |
| 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 | |
| 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件 | |
| 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 | |
| 第7号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定に関する件 | |

株主各位

東京都中央区新川一丁目16番3号
セグエグループ株式会社
代表取締役社長 愛 須 康 之

第6期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月23日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月24日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 9階 会議室
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第6期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第6期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定に関する件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎定時株主総会終了後、会社説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加いただけますようお願い申し上げます。
 - ◎本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://segue-g.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (<https://segue-g.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

〔2019年1月1日から
2019年12月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用情勢は改善傾向が続くものの、企業の業績は足踏み感が出ております。世界の経済は、米中貿易摩擦の激化等により、減速感が強まっております。

当社グループの属するIT業界におきましては、AIやIoTなどの新しい技術、それらを活用した攻めのIT投資となるデジタルトランスフォーメーションや働き方改革等への注目度は高く、IT全体に対する投資意欲は継続しております。セキュリティ対策につきましては、サイバー攻撃の多様化・複雑化が進み、外部脅威対策はもとより、異常を検知するためのアクセス管理や脆弱性管理などの内部脅威対策への投資、そして教育や体制の構築等の人的投資も重要度が高まっております。加えて、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えたセキュリティ対策も求められており、セキュリティ人材の不足が深刻化しております。

このような環境の中、当社グループは積極的な営業活動を推進し、継続的に大型案件が獲得できており、プロダクトの販売が順調に伸長しております。サービスの販売も、保守及びヘルプデスク等のサポートサービスの販売が堅調に増加しました。また、2019年3月には株式会社アステムを子会社化し、九州地区の営業力、技術サポートの強化に取り組みました。新たなセキュリティ製品の取扱いも開始し、自社開発製品につきましては、販売パートナーの獲得を推進し、当社の製品を利用したクラウドサービス提供を行うパートナー企業が増加いたしました。

これらの結果、当連結会計年度におけるソリューションプロダクト事業の売上高は、前連結会計年度と比べ712,242千円（15.4%）増収の5,349,650千円、ソリューションサービス事業の売上高は167,217千円（4.0%）増収の4,297,186千円、連結売上高は879,460千円（10.0%）増収の9,646,836千円となりました。

利益につきましては、将来の成長に向けたM&A、人財や社内環境・システム等への積極的な投資により人件費、一般管理費が増加しているものの、それらを上回る増収効果により、営業利益は63,756千円（13.2%）増益の548,221千円、経常利益は68,416千円（14.1%）増益の554,359千円、親会社株主に帰属する当期純利益は34,228千円（9.1%）増益の411,603千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は159,259千円であり、その主なものは、動作検証用機器及び保守サービスの提供に使用する保守用機器の配備であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、新株予約権（ストック・オプション）の行使により総額2,908千円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

①人材の確保・育成

当社グループのさらなる成長のために、優秀な人財の確保及び育成は欠かせないと認識しております。IT人材の不足は年々顕著になっておりますが、積極的な採用、教育研修制度の充実に加え、オフィスの増床・整備や働き方改革の推進、人事制度の継続的改善、等により、人財の確保及び育成に取り組んでまいります。

②収益力の強化

当社グループは、ITソリューション事業を営んでおり、その中でもセキュリティの分野にフォーカスしております。IT業界は随時新しい技術が生まれ、その利活用による利便性や生産性の向上等が注目されがちですが、対応するセキュリティ対策も欠かせません。

国内外の最新の技術トレンドや顧客のニーズをつかみ、積極的な新規商材の取扱い並びに安全性と使いやすさを兼ね備えたセキュリティ製品及びサービスの開発を進め、それらの商材を組み合わせる高度化・複雑化するサイバー攻撃にも対抗するセキュリティを確保したソリューションを創出してまいります。

加えて、販売促進活動を強化し、これらによって、売上の拡大と利益率の向上を実現してまいります。

③事業ポートフォリオ・グループ組織体制の最適化

当社グループは、事業の拡大を加速させるために、独自の技術を有する企業や現在のビジネスの発展加速が図れる企業とのM&Aや業務・資本提携を進めてまいります。それらの行為の効果を高めるために、グループ各社の事業の整理、リソースの再配置を継続的に検討、実行し、当社グループ全体を最適化し、よりグループ内のシナジー効果が得られる体制の整備を進めてまいります。

④内部統制の継続強化

当社グループが継続的かつ効率的に拡大できる体制を確立、維持するためには、コンプライアンスの徹底及び内部統制の継続的な強化は重要な課題と認識しております。今後も事業規模の拡大に合わせて、コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制をより一層強化してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 期 別 | 第3期 2016年12月度 | 第4期 2017年12月度 | 第5期 2018年12月度 | 第6期 (当連結会計年度) 2019年12月度 |
|-----------------|-----|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 | 高 | 6,881,366 | 7,792,741 | 8,767,376 | 9,646,836 |
| 経 常 | 利 益 | 286,189 | 437,805 | 485,942 | 554,359 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 162,574 | 319,024 | 377,375 | 411,603 |
| 1株当たり当期純利益 | | 17円15銭 | 28円55銭 | 33円15銭 | 35円90銭 |
| 総 | 資 産 | 3,708,377 | 5,154,021 | 5,350,087 | 6,146,308 |
| 純 | 資 産 | 1,546,645 | 2,320,723 | 2,450,741 | 2,786,518 |

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2 当社は、2016年9月21日付で普通株式1株につき100株の割合、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合、2017年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合、2019年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 期 別 | 第3期 2016年12月度 | 第4期 2017年12月度 | 第5期 2018年12月度 | 第6期 (当事業年度) 2019年12月度 |
|------------|-----|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 営 業 | 収 益 | 327,760 | 451,964 | 546,324 | 646,984 |
| 経 常 | 利 益 | 66,381 | 142,481 | 200,392 | 234,754 |
| 当 期 純 利 益 | | 67,033 | 136,475 | 201,947 | 229,512 |
| 1株当たり当期純利益 | | 7円07銭 | 12円21銭 | 17円74銭 | 20円02銭 |
| 総 | 資 産 | 1,394,969 | 1,557,115 | 1,784,275 | 1,992,424 |
| 純 | 資 産 | 1,345,971 | 1,511,455 | 1,725,079 | 1,922,727 |

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2 当社は、2016年9月21日付で普通株式1株につき100株の割合、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合、2017年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合、2019年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|-----------------------|-----------|--------|--|
| ジェイズ・コミュニケーション株式会社 | 237,500千円 | 100.0% | セキュリティ製品及びITインフラ製品の輸入・販売 セキュリティソフトウェアの開発 ITシステムの設計・構築サービスの提供 |
| ジェイズ・テレコムシステム株式会社 | 50,000千円 | 100.0% | ITシステム（主に音声系）の構築サービスの提供 保守サービスの提供 |
| ジェイシーテクノロジー株式会社 | 50,000千円 | 100.0% | エンジニア派遣サービスの提供 |
| ジェイズ・ソリューション株式会社 | 40,000千円 | 100.0% | セキュリティ製品及びITインフラ製品の販売 システムの運用や監視サービスの提供 |
| ファルコンシステムコンサルティング株式会社 | 10,000千円 | 100.0% | セキュリティソフトウェアの開発 |
| 株式会社アステム | 10,000千円 | 100.0% | コンピュータネットワーク機器、OA機器の販売・調整 |
| サイバートップ株式会社 | 4,000千円 | 100.0% | インターネットショッピングに関わる運営及びコンサルティング |

③当事業年度末日における特定完全子会社の状況

| 会社名 | 住所 | 帳簿価額の合計額 | 当社の総資産額 |
|--------------------|-------------------|-----------|-------------|
| ジェイズ・コミュニケーション株式会社 | 大阪市淀川区西中島五丁目5番15号 | 751,363千円 | 1,992,424千円 |

(8) 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)

当社グループは、当社と連結子会社7社により構成されております。

当社は、純粋持株会社として連結子会社（事業会社）の管理及び支援を行い、連結子会社においてITシステムにおけるネットワークセキュリティ及びITインフラ製品に係る設計、販売、構築、運用、保守サービスを一貫して提供できる体制を整え、ITソリューション事業を展開しております。

| 報告セグメント | 事業セグメント | 事業の内容 | | 対応する子会社 |
|-------------|--------------------|---|-----------------------|---|
| ITソリューション事業 | ソリューション プロダクト事業 | セキュリティ製品の輸入・販売 ITインフラ製品の輸入・販売 | | ジェイズ・コミュニケーション株式会社 |
| | | セキュリティソフトウェアの開発 | | ジェイズ・コミュニケーション株式会社 ファルコンシステムコンサルティング株式会社 |
| | | セキュリティ製品及びITインフラ製品の国内調達・販売 | | ジェイズ・コミュニケーション株式会社 ジェイズ・ソリューション株式会社 株式会社アステム サイバートップ株式会社 |
| | ソリューション サービス事業 | ITシステムの設計・ 構築サービスの提供 ヘルプデスクサービスの提供 保守サービスの提供 | 主にデータ通信系 | ジェイズ・コミュニケーション株式会社 株式会社アステム |
| | | | 主に音声系 | ジェイズ・テレコムシステム株式会社 |
| | | その他 | システムの運用や 監視サービスの提供 | ジェイズ・コミュニケーション株式会社 ジェイズ・テレコムシステム株式会社 ジェイズ・ソリューション株式会社 |
| | | | エンジニア派遣 サービスの提供 | ジェイズ・コミュニケーション株式会社 ジェイズ・テレコムシステム株式会社 ジェイシーテクノロジー株式会社 |

(9) 主要な事業所 (2019年12月31日現在)

| 事業所名 | | 所在地 |
|-----------------------|--------|--------|
| 当 | 社 | 東京都中央区 |
| ジェイズ・コミュニケーション株式会社 | 東京本社 | 東京都中央区 |
| | 大阪本社 | 大阪市淀川区 |
| ジェイズ・テレコムシステム株式会社 | 本社 | 東京都中央区 |
| | 首都圏事業所 | 川崎市中原区 |
| ジェイシーテクノロジー株式会社 | 本社 | 東京都中央区 |
| ジェイズ・ソリューション株式会社 | 大阪本社 | 大阪市淀川区 |
| ファルコンシステムコンサルティング株式会社 | 本社 | 東京都中央区 |
| 株式会社アステム | 本社 | 福岡市博多区 |

(10) 従業員の状況 (2019年12月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

| | |
|------------|-------------|
| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
| 409名 (10名) | 18名増 (3名増) |

(注) 従業員数欄の(外書)は、従業員数のうち、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

②当社の従業員の状況

| | | | |
|------|-----------|-------|--------|
| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
| 19名 | 6名増 | 39.0歳 | 5.0年 |

(注) 平均勤続年数は、当社グループにおける勤続年数を通算して算出しております。

(11) 主要な借入先及び借入額 (2019年12月31日現在)

該当事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ①当社子会社であるジェイズ・コミュニケーション株式会社は、2019年3月1日付で株式会社アステムの全株式を取得して子会社化いたしました。
- ②当社は、2019年6月26日に東京証券取引所市場第二部から同第一部へ指定替えとなりました。
- ③当社は、2020年2月18日付取締役会決議に基づき、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と、経営の効率化を図ることを目的として、2020年3月24日開催の第6期定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社へ移行する旨を決議いたしました。

2. 株式に関する事項（2019年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,487,200株
- (3) 株主数 2,257名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名 | 持株数 | 持株比率 |
|-----------------------------|-----------|-------|
| | 株 | % |
| 愛須 康之 | 3,650,400 | 31.78 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 1,117,800 | 9.73 |
| 有限会社エーディーシー | 987,600 | 8.60 |
| 日商エレクトロニクス株式会社 | 976,000 | 8.50 |
| 田中 健一郎 | 240,000 | 2.09 |
| セグエグループ従業員持株会 | 214,500 | 1.87 |
| 株式会社 オービック | 192,000 | 1.67 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 163,200 | 1.42 |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 158,471 | 1.38 |
| SMBC日興証券株式会社 | 145,700 | 1.27 |

(注) 持株比率は、自己株式236株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| | | | |
|------------------------|-------------------|--|--|
| 新株予約権の名称 | | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
| 発行決議日 | | 2014年3月18日 | 2014年11月5日 |
| 新株予約権の数 | | 128個 | 167個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | | 普通株式102,400株 (新株予約権1個につき800株) | 普通株式133,600株 (新株予約権1個につき800株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 無償 | 無償 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり75,200円 (1株当たり94円) | 新株予約権1個当たり80,000円 (1株当たり100円) |
| 権利行使期間 | | 2016年4月1日から 2021年3月31日まで | 2016年4月1日から 2022年3月31日まで |
| 行使の条件 | | (注)2 | (注)2 |
| 役員 の 保有 状況 | 取締役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 35個 目的となる株式数 28,000株 保有者数 3名 | 新株予約権の数 20個 目的となる株式数 16,000株 保有者数 3名 |
| | 社外取締役 | — | — |
| | 監査役 | — | 新株予約権の数 2個 目的となる株式数 1,600株 保有者数 1名 |

| | | | |
|------------------------|-------------------|--|--|
| 新株予約権の名称 | | 第5回新株予約権 | |
| 発行決議日 | | 2019年3月4日 | |
| 新株予約権の数 | | 13,379個 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | | 普通株式26,758株 (新株予約権1個につき2株) | |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権1個当たり1,380円 (1株当たり690円) | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり1円 (1株当たり1円) | |
| 権利行使期間 | | 2019年3月5日から 2049年3月4日まで | |
| 行使の条件 | | (注)3 | |
| 役員 の 保有 状況 | 取締役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 12,913個 目的となる株式数 25,826株 保有者数 5名 | |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数 91個 目的となる株式数 182株 保有者数 1名 | |
| | 監査役 | 新株予約権の数 375個 目的となる株式数 750株 保有者数 3名 | |

- (注) 1 2016年9月21日付で行った1株を100株とする株式分割、2017年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割、2017年10月1日付で行った1株を2株とする株式分割及び2019年12月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
- 2 第2回及び第3回新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問契約等を締結している社外協力者の地位にあることを要します。ただし、定年により退職した場合もしくは、当社及び当社子会社の役員を任期満了により退任した場合にはこの限りではありません。
- (2) 新株予約権の相続は認められません。
- (3) 新株予約権の質入その他の一切の処分は認められません。
- (4) その他の条件については、当社と締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
- 3 第5回新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 権利行使は、当社の取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれかの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限ります。
- (2) 新株予約権の質入その他の一切の処分は認められません。
- (3) その他の条件については、当社と締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項**
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年12月31日現在）

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況 |
|---------|---------------|---|
| 愛 須 康 之 | 代表取締役社長 | ジェイズ・コミュニケーション株式会社 代表取締役 ジェイズ・テレコムシステム株式会社 取締役 株式会社アステム 取締役 |
| 天 野 信 之 | 取締役副社長 | ジェイズ・コミュニケーション株式会社 取締役 AXLBIT株式会社 取締役会長 株式会社コウエル 監査役 |
| 阿 萬 聖 | 常務取締役 | ジェイズ・コミュニケーション株式会社 取締役 ファルコンシステムコンサルティング株式会社 取締役 株式会社アステム 代表取締役 |
| 中 村 時 彦 | 取締役 | ジェイズ・コミュニケーション株式会社 取締役 ファルコンシステムコンサルティング株式会社 代表取締役 |
| 田 中 健一郎 | 取締役 | ジェイズ・コミュニケーション株式会社 専務取締役 |
| 福 田 泰 福 | 取締役 経営管理部長 | ジェイズ・コミュニケーション株式会社 取締役 ジェイズ・テレコムシステム株式会社 監査役 |
| 樋 口 明 巳 | 取締役 | あかつき法律事務所 所長 株式会社カオナビ 監査役 |
| 須 崎 宏 一 | 常勤監査役 | ジェイズ・コミュニケーション株式会社 監査役 |
| 鈴 木 正 一 | 監査役 | ジェイズ・コミュニケーション株式会社 監査役 |
| 中 川 博 史 | 監査役 | 税理士法人AIO 代表社員 |

- (注) 1 取締役 千本倅生氏、取締役 岩永浩幸氏は、2019年3月28日開催の第5期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
- 2 取締役 天野信之氏は、2019年3月28日開催の第5期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
- 3 取締役 樋口明巳氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
- 4 監査役 須崎宏一氏、監査役 中川博史氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。
- 5 監査役 中川博史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 6 当社は、取締役 樋口明巳氏、監査役 須崎宏一氏、監査役 中川博史氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| | 支給人員 | 支給額 |
|------------------|------------|------------------------|
| 取締役 (うち社外取締役) | 8名 (2名) | 149,401千円 (5,435千円) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 3名 (2名) | 13,207千円 (10,108千円) |
| 合計 | 11名 | 162,609千円 |

- (注) 1 株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。
 取締役 年額 240,000千円 (2015年3月24日株主総会決議)
 監査役 年額 20,000千円 (2015年3月24日株主総会決議)
- 2 2018年3月28日開催の第4期定時株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で、取締役に対して年額80,000千円の範囲内、監査役に対して年額5,000千円の範囲内で、ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の限度額につき承認をいただいております。
- 3 上記支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権にかかわる当事業年度中の費用計上額 (取締役18,155千円、監査役517千円) を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

| 区分 | 氏名 | 兼職先 | 兼職内容 | 当該他の法人等との関係 |
|-----|------|--------------------|------|--|
| 取締役 | 樋口明巳 | あかつき法律事務所 | 所長 | 当社とあかつき法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| | | 株式会社カオナビ | 監査役 | 当社と株式会社カオナビとの間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| 監査役 | 須崎宏一 | ジェイズ・コミュニケーション株式会社 | 監査役 | ジェイズ・コミュニケーション株式会社は、当社の連結子会社であります。また、同社とは、業務委託等の取引があります。 |
| 監査役 | 中川博史 | 税理士法人 AIO | 代表社員 | 当社と税理士法人 AIO との間に重要な取引その他の関係はありません。 |

②社外役員の主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主な活動状況 |
|-------|---------|--|
| 取 締 役 | 樋 口 明 巳 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、弁護士としての豊富な経験と識見より、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監 査 役 | 須 崎 宏 一 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、常勤監査役として、当社取締役の業務執行状況を監視し、必要に応じ適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回のうち14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 監 査 役 | 中 川 博 史 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回のうち14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき会計監査人と責任限定契約を締結しておりますが、その内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、会計監査人の職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額と限度として、限度額を超える部分については責任を負わないとするものです。

(3) 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 33,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33,000千円 |

- (注) 1 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などが当社の事業規模や業務内容に鑑みて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断を行っております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制の整備」を取締役会決議により定めております。その概要は、以下のとおりであります。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i 当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する行動指針（クレド）を定める。
 - ii 法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、取締役会の決議により、コンプライアンスに関する委員会及び委員（担当役員）を置く。委員のもと主管部署は、当社グループの取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進し、管理する。
 - iii 事業部門及び子会社にはコンプライアンス委員会またはこれに準ずる組織もしくはコンプライアンス担当責任者を置き、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 - iv 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
 - v 当社グループの事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、内部通報の運用に関する規程を定めるとともに、コンプライアンス相談窓口を設置する。是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとる。
 - vi 前項の通報を行った者に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁ずる。
 - vii 内部監査部署は、当社グループの法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - i 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を規程に定める。
 - ii 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
 - iii 内部監査部署は、当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i リスク管理の全体最適を図るため、取締役会の決議により、当社グループ全体のリスク管理に関する規程を定め、リスク管理担当役員及びリスク管理統括部署を置く。リスク管理統括部署は、リスク管理及び内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
- ii 事業活動に伴う各種のリスクについては、必要に応じてリスク管理委員会で審議する。主管部署は、事業部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。
- iii 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとる。また、緊急時の対策等を定め、危機発生時には、これに基づき対応する。
- iv 上記 ii 及び iii のリスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施する。
- v 内部監査部署は、当社グループのリスク管理体制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i 当社グループ各社は、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、定時の取締役会において重要事項を決定し、取締役に業務報告をさせることにより業務執行の監督等を行うほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- ii 当社グループは事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門及び子会社の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- iii 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。
- iv 内部監査部署は、当社グループの事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i 当社は、グループ会社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、子会社の経営管理に関する規程を定める。子会社は、経営・財務の状況を定期的に当社に報告する。
- ii 子会社は、当社グループの経営・財務に重要な影響を及ぼす事項を実行する際に、当社と事前協議を行い、当社は必要に応じて子会社に適切な指導を行う。

- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助する使用人の人事に関する事項については、監査役との協議により定める。

- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部署は内部監査の結果等を報告する。
 - ii 取締役及び使用人は、当社グループの経営・財務に重要な影響を及ぼすおそれのある事項につき監査役に報告する。
 - iii ①vのコンプライアンス相談窓口への通報に関しては、原則全件コンプライアンス委員及び監査役に報告するものとする。

- ⑧監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に請求できる。

- ⑨その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議に出席することができる。また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ①取締役職務の執行

- i 当社は、取締役会を定期的に月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しております。
- ii 当社は、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しており、社外取締役を1名選任し、取締役会を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。
- iii 月1回開催される定時取締役会においては、当社グループ各社の業務執行状況が報告され、当社グループ各社の経営・財務状況を把握しております。

②監査役の職務の執行

- i 当社の監査役は、監査役会を定期的に月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時監査役会を開催しております。
- ii 当社の監査役は、当社グループ各社の重要な会議に出席したほか、監査計画に基づき監査を行うと共に、当社グループ各社の取締役と面談を行い業務の執行状況全般にわたり監査を行いました。
- iii 当社の監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成しております。
- iv 会計監査人、内部監査部門との間での連携を図るため定期的に会合を実施しました。

③内部統制システム全般

当事業年度より、「内部統制の基本方針書」に基づき、内部統制推進プロジェクトを設置し、内部統制システム全般の整備・運用状況のモニタリングを行い、改善を進めております。

④コンプライアンス

当事業年度においては、「2019年度コンプライアンス計画」に基づき、コンプライアンス遵守活動を実施しました。関係法令の制定・改正状況、当社グループ全社全従業員の労働時間（36協定遵守状況等）、当社グループ各社の規程類の整備状況、当社グループ全社全従業員を対象としたコンプライアンス教育の実施状況等が、当事業年度に2回開催されたコンプライアンス委員会に報告されております。また、2020年3月に開催するコンプライアンス委員会では、1年間の活動報告と共に、「2020年度コンプライアンス計画」を策定する予定としております。

⑤リスク管理体制

当事業年度においては、コンプライアンス委員会において、当社グループ各社から報告されたリスクの検討を行いました。

⑥内部監査

当事業年度においては、「2019年度内部監査計画」に基づき、当社の内部監査担当者が当社グループ全社全事業所を訪問し、内部監査を実施しました。その結果を「内部監査報告書」として代表取締役社長に報告しております。

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、1株当たり当期純利益については四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|------------------|--------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 5,044,270 | 流動負債 | 3,106,919 |
| 現金及び預金 | 2,180,682 | 買掛金 | 508,448 |
| 受取手形及び売掛金 | 1,205,503 | 1年内返済予定の長期借入金 | 8,028 |
| 電子記録債権 | 30,019 | 未払金 | 104,963 |
| たな卸資産 | 640,109 | 未払費用 | 161,415 |
| 前渡金 | 583,552 | 未払法人税等 | 113,435 |
| 未収入金 | 303,458 | 未払消費税等 | 79,055 |
| その他の他 | 101,808 | 賞与引当金 | 1,850 |
| 貸倒引当金 | △863 | 前受金 | 2,079,163 |
| 固定資産 | 1,102,037 | その他の他 | 50,559 |
| 有形固定資産 | 190,328 | 固定負債 | 252,869 |
| 建物及び構築物 | 27,537 | 長期借入金 | 9,858 |
| 車両運搬具 | 685 | 退職給付に係る負債 | 176,413 |
| 工具、器具及び備品 | 153,965 | 長期未払金 | 66,598 |
| 土地 | 639 | 負債合計 | 3,359,789 |
| 建設仮勘定 | 7,500 | 純資産の部 | |
| 無形固定資産 | 301,897 | 株主資本 | 2,661,442 |
| のれん | 116,783 | 資本金 | 507,243 |
| ソフトウェア | 171,848 | 資本剰余金 | 279,743 |
| ソフトウェア仮勘定 | 12,056 | 利益剰余金 | 1,874,669 |
| その他の他 | 1,209 | 自己株式 | △213 |
| 投資その他の資産 | 609,810 | その他の包括利益累計額 | 106,613 |
| 投資有価証券 | 335,759 | その他有価証券評価差額金 | 106,685 |
| 長期差入保証金 | 94,472 | 繰延ヘッジ損益 | △71 |
| 繰延税金資産 | 83,964 | 新株予約権 | 18,463 |
| 保険積立金 | 78,157 | | |
| 破産更生債権等 | 2,241 | | |
| その他の他 | 17,290 | | |
| 貸倒引当金 | △2,075 | 純資産合計 | 2,786,518 |
| 資産合計 | 6,146,308 | 負債及び純資産合計 | 6,146,308 |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結損益計算書

〔 2019年 1 月 1 日から
2019年12月31日まで 〕

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高 | | 9,646,836 |
| 売上原価 | | 7,115,166 |
| 売上総利益 | | 2,531,670 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,983,448 |
| 営業利益 | | 548,221 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 1,389 | |
| 保険解約返戻金 | 10,036 | |
| 補助金の収入 | 2,724 | |
| その他 | 2,853 | 17,004 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 179 | |
| 支払保証料 | 240 | |
| 為替差損 | 9,951 | |
| 株式交付費 | 300 | |
| その他 | 195 | 10,867 |
| 経常利益 | | 554,359 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 64,994 | |
| 新株予約権戻入益 | 209 | 65,204 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券売却損 | 1,029 | 1,029 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 618,534 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 198,258 | |
| 法人税等調整額 | 8,672 | 206,930 |
| 当期純利益 | | 411,603 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 411,603 |

連結株主資本等変動計算書

〔 2019年1月1日から
2019年12月31日まで 〕

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------|---------|---------|-----------|------|-----------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 505,788 | 278,288 | 1,520,357 | △79 | 2,304,355 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 1,454 | 1,454 | | | 2,908 |
| 剰余金の配当 | | | △57,291 | | △57,291 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 411,603 | | 411,603 |
| 自己株式の取得 | | | | △134 | △134 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | 1,454 | 1,454 | 354,311 | △134 | 357,086 |
| 当期末残高 | 507,243 | 279,743 | 1,874,669 | △213 | 2,661,442 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|---------|-----------------------|--------|-----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | その他の 包括利益 累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 147,002 | △617 | 146,385 | — | 2,450,741 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | 2,908 |
| 剰余金の配当 | | | | | △57,291 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | 411,603 |
| 自己株式の取得 | | | | | △134 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | △40,317 | 545 | △39,772 | 18,463 | △21,308 |
| 当期変動額合計 | △40,317 | 545 | △39,772 | 18,463 | 335,777 |
| 当期末残高 | 106,685 | △71 | 106,613 | 18,463 | 2,786,518 |

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 824,989 | 流動負債 | 56,519 |
| 現金及び預金 | 691,099 | 未払金 | 18,400 |
| 営業未収金 | 37,191 | 未払費用 | 16,788 |
| 貯蔵品 | 642 | 未払法人税等 | 6,959 |
| 前払費用 | 8,208 | 未払消費税等 | 8,257 |
| 短期貸付金 | 47,500 | その他 | 6,113 |
| その他 | 40,348 | 固定負債 | 13,178 |
| 固定資産 | 1,167,434 | 退職給付引当金 | 13,178 |
| 有形固定資産 | 23,348 | 負債合計 | 69,697 |
| 建物付属設備 | 11,461 | 純資産の部 | |
| 工具、器具及び備品 | 4,387 | 株主資本 | 1,903,948 |
| 建設仮勘定 | 7,500 | 資本金 | 507,243 |
| 無形固定資産 | 5,450 | 資本剰余金 | 789,606 |
| ソフトウェア仮勘定 | 5,450 | 資本準備金 | 279,743 |
| 投資その他の資産 | 1,138,636 | その他資本剰余金 | 509,863 |
| 投資有価証券 | 135,639 | 利益剰余金 | 607,311 |
| 関係会社株式 | 971,364 | その他利益剰余金 | 607,311 |
| 繰延税金資産 | 9,254 | 繰越利益剰余金 | 607,311 |
| その他 | 22,377 | 自己株式 | △213 |
| | | 評価・換算差額等 | 315 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 315 |
| | | 新株予約権 | 18,463 |
| | | 純資産合計 | 1,922,727 |
| 資産合計 | 1,992,424 | 負債及び純資産合計 | 1,992,424 |

損益計算書

〔 2019年1月1日から
2019年12月31日まで 〕

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|--------|---------|
| 営業収益 | | 646,984 |
| 一般管理費 | | 413,147 |
| 営業利益 | | 233,836 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 676 | |
| 受取配当金 | 499 | |
| その他 | 41 | 1,217 |
| 営業外費用 | | |
| 株式交付費 | 300 | 300 |
| 経常利益 | | 234,754 |
| 特別利益 | | |
| 新株予約権戻入益 | 209 | 209 |
| 税引前当期純利益 | | 234,964 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 11,795 | |
| 法人税等調整額 | △6,343 | 5,451 |
| 当期純利益 | | 229,512 |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

〔 2019年 1 月 1 日から
2019年12月31日まで 〕

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | |
|-------------------------|---------|-----------|----------|---------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 505,788 | 278,288 | 509,863 | 788,152 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | 1,454 | 1,454 | | 1,454 |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | |
| 当期変動額合計 | 1,454 | 1,454 | — | 1,454 |
| 期末残高 | 507,243 | 279,743 | 509,863 | 789,606 |

| | 株 主 資 本 | | | |
|-------------------------|-----------|---------|------|-----------|
| | 利 益 剰 余 金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 435,090 | 435,090 | △79 | 1,728,952 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 2,908 |
| 剰余金の配当 | △57,291 | △57,291 | | △57,291 |
| 当期純利益 | 229,512 | 229,512 | | 229,512 |
| 自己株式の取得 | | | △134 | △134 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | |
| 当期変動額合計 | 172,221 | 172,221 | △134 | 174,995 |
| 期末残高 | 607,311 | 607,311 | △213 | 1,903,948 |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|-----------------|--------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額等 合計額 | | |
| 当期首残高 | △3,872 | △3,872 | — | 1,725,079 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 2,908 |
| 剰余金の配当 | | | | △57,291 |
| 当期純利益 | | | | 229,512 |
| 自己株式の取得 | | | | △134 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 4,188 | 4,188 | 18,463 | 22,651 |
| 当期変動額合計 | 4,188 | 4,188 | 18,463 | 197,647 |
| 期末残高 | 315 | 315 | 18,463 | 1,922,727 |

独立監査人の監査報告書

2020年2月14日

セグエグループ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 眞 治 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西村 仁 志 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セグエグループ株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セグエグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年2月14日

セグエグループ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 眞 治 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西村 仁 志 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セグエグループ株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月17日

セグエグループ株式会社 監査役会

常勤社外監査役 須崎 宏 一 ㊟

監査役 鈴木 正 一 ㊟

社外監査役 中川 博 史 ㊟

以上

株主総会参考書類

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題であると認識したうえで、各事業年度の経営成績を勘案しながら、配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。

また、当社株式は、2019年6月26日をもちまして、東京証券取引所市場第二部から同市場第一部銘柄に指定されました。加えて、当社グループは、2020年4月14日をもちまして創業25周年を迎えます。つきましては、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するとともに、東京証券取引所市場第一部への指定を記念いたしまして、普通配当5円に記念配当5円を加え、第6期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金10円（普通配当5円、記念配当5円）
総額 114,869,640円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年3月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
 - (1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と、経営の効率化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。
これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、定款の一部について所要の変更を行うものであります。
なお、本議案に基づく定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものいたします。
 - (2) 当社の事業活動の現状に即したものにするため、定款第2条（目的）について、事業目的の整理・変更を行うものであります。
2. 変更の内容
変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| 第 1 章 総則 | 第 1 章 総則 |
| 第 1 条 (条文省略) | 第 1 条 (現行どおり) |
| <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営む会社およびこれらに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>(1) <u>情報システムおよび通信システムに係るシステムインテグレーション業務</u></p> <p>(2) <u>情報システムおよび通信システムの企画、開発および販売</u></p> <p>(3) <u>情報セキュリティシステムに係るコンサルティング業務</u></p> <p>(4) <u>ネットワークシステムおよび情報セキュリティシステムの構築</u></p> <p>(5) <u>情報通信機器およびセキュリティ機器の販売および輸出入</u></p> <p>(6) <u>ネットワーク・セキュリティ関連ソフトウェアのライセンス販売</u></p> <p>(7) <u>情報通信システムおよび情報セキュリティシステムの運用および運用支援業務</u></p> <p>(8) <u>情報通信機器およびセキュリティ機器の保守および監視業務</u></p> <p>(9) <u>インターネットビジネスのコンサルティング業務</u></p> <p>(10) <u>インターネットビジネスの構築</u></p> <p>(11) <u>各種通信回線の取次ぎならびに携帯電話その他情報端末の取次ぎおよび販売</u></p> <p>(12) <u>前各号製品のリースおよびレンタル業務ならびにそれら製品を利用したサービスの提供</u></p> <p>(13) <u>クラウドコンピューティングサービスの企画および開発ならびに取次ぎ、販売、運用支援および保守</u></p> <p>(新設)</p> <p>(14) <u>一般および特定労働者派遣業務</u></p> <p>(15) <u>有料職業紹介および紹介予定派遣業務</u></p> <p>(16) <u>古物商</u></p> <p>(17) <u>研修、教育サービスの提供</u></p> <p>(18) <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>4. (条文省略)</p> | <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営む会社およびこれらに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>(1) <u>情報通信システムの開発、輸出入、販売、保守、リース及び賃貸</u></p> <p>(2) <u>ソフトウェアの開発、輸出入、販売、保守、リース及び賃貸</u></p> <p>(3) <u>情報通信システム及びコンピュータシステムに係る機器及び装置の開発、製造、輸出入、販売、保守、リース及び賃貸</u></p> <p>(4) <u>前各号製品を利用した各種サービスの提供</u></p> <p>(5) <u>情報処理サービス業、情報提供サービス業、通信サービス業及び通信販売業</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(6) <u>投資業</u></p> <p>(7) <u>労働者派遣業務</u></p> <p>(8) <u>有料職業紹介および紹介予定派遣業務</u></p> <p>(9) <u>古物商</u></p> <p>(10) <u>研修、教育サービスの提供</u></p> <p>(11) <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p> |

| | |
|--|---|
| 第3条 (条文省略) | 第3条 (現行どおり) |
| (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 | (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人 (削除) |
| 第5条 (条文省略) | 第5条 (現行どおり) |
| 第2章 株式 | 第2章 株式 |
| 第6条～第11条 (条文省略) | 第6条～第11条 (現行どおり) |
| 第3章 株主総会 | 第3章 株主総会 |
| 第12条～第17条 (条文省略) | 第12条～第17条 (現行どおり) |
| 第4章 取締役および取締役会 | 第4章 取締役および取締役会 |
| (員数) 第18条 当社の取締役は、15名以内とする。 (新設) | (員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> |
| (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) | (選任方法) 第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) |
| (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設) | (任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> |

| | |
|---|--|
| <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> | <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> |
| <p>第22条 (条文省略)</p> | <p>第22条 (現行どおり)</p> |
| <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>第24条 (条文省略)</p> | <p>第24条 (現行どおり)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> |
| <p>第25条 (条文省略)</p> | <p>第26条 (現行どおり)</p> |
| <p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。</p> |
| <p>第27条 (条文省略)</p> | <p>第28条 (現行どおり)</p> |
| <p>第5章 監査役および監査役会</p> | <p>第5章 監査等委員会</p> |
| <p>(員数) 第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>(削除)</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | (削除) |
| <p>(常勤の監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> | (削除) |
| <p>(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> | (削除) |
| <p>(監査役監査規程) 第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役監査規程による。</p> | (削除) |
| <p>(報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> | (削除) |
| <p>(監査役の責任免除) 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</p> | (削除) |
| (新設) | <p>(常勤の監査等委員) 第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> |

| | |
|---|--|
| (新設) | <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |
| (新設) | <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> |
| 第6章 会計監査人 | 第6章 会計監査人 |
| 第36条～第37条 (条文省略) | 第32条～第33条 (現行どおり) |
| (報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 | (報酬等) 第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 |
| 第39条 (条文省略) | 第35条 (現行どおり) |
| 第7章 計算 | 第7章 計算 |
| 第40条～第43条 (条文省略) | 第36条～第39条 (現行どおり) |
| 附則 | 附則 |
| (新設) | <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、2020年3月開催の第6期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員(7名)は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く)4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|-------|-----------------------|---|----------------|
| 1 | 愛須康之 (1966年6月26日生) | 1986年5月 データコントロールズ株式会社 入社 1994年1月 同社 大阪営業所長 1995年4月 ジェイズ・コミュニケーション株式会社設立 代表取締役(現任) 2001年5月 株式会社イーサポート (現 ジェイズ・ソリューション株式会社) 設立 取締役 2012年11月 ジェイシーテクノロジー株式会社設立 代表取締役 2012年12月 ジェイズ・テレコムシステム株式会社設立 代表取締役 2013年6月 エムワイ・ワークステーション株式会社 取締役 2014年12月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2016年1月 ジェイシーテクノロジー株式会社 取締役 ジェイズ・テレコムシステム株式会社 取締役(現任) 2019年3月 株式会社アステム 取締役(現任) | 3,650,400株 |

取締役候補者の選任理由

候補者は、当社の前身であるジェイズ・コミュニケーション株式会社を創業して以来、およそ四半世紀にわたり経営を指揮し、当社グループを成長させてきました。

候補者の経営実績、事業における幅広い知識・経験、持続的な企業価値向上のためのリーダーシップは、当社グループのさらなる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所 有 する 当社の株式数 |
|-----------|--|---|------------------|
| 2 | あま の のぶ ゆき 天 野 信 之 (1964年12月2日生) | <p>1989年 4月 ネットワンシステムズ株式会社 入社</p> <p>1997年 5月 株式会社ネットワーク (現 株式会社ディメンションデータジャパン) 設立 取締役</p> <p>2001年10月 株式会社ビットアイル (現 エクイニクス・ジャパン株式会社) 取締役iDC事業部長</p> <p>2003年10月 同社 取締役副社長</p> <p>2004年 8月 シスシステムズ合同会社 グローバルセールス、リージョナルマネージャー</p> <p>2006年 2月 株式会社ビットサーフ設立 (現 エクイニクス・テクノロジー・サービス株式会社) 代表取締役</p> <p>2008年 5月 株式会社テラス (現 株式会社コウエル) 取締役</p> <p>2008年10月 株式会社ビットアイル (現 エクイニクス・ジャパン株式会社) 代表取締役副社長</p> <p>2011年12月 サイトロック株式会社 (現 エクイニクス・テクノロジー・サービス株式会社) 代表取締役会長</p> <p>2013年 1月 AXLBIT株式会社 代表取締役社長</p> <p>2016年 7月 同社 代表取締役会長</p> <p>2017年 1月 エクイニクス・ジャパン株式会社 チーフセールスオフィサー</p> <p>2019年 3月 当社取締役副社長 (現任) ジェイズ・コミュニケーション株式会社 取締役</p> <p>2019年 4月 株式会社コウエル 監査役 (現任)</p> <p>2019年 9月 AXLBIT株式会社 取締役会長 (現任)</p> <p>2020年 1月 ジェイズ・コミュニケーション株式会社 取締役副社長 (現任)</p> | 20,000株 |

取締役候補者の選任理由

候補者は、当社が属する業界における豊富な知識・経験を有し、その知識・経験等は、当社グループのさらなる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|---|----------------|
| 3 | あ ま さとる 阿 萬 聖 (1956年2月20日生) | 1979年 4月 タキロン株式会社 (現 タキロンシーアイ株式会社) 入社 1987年10月 日本デジタルイフリップメント株式会社 (現 日本ヒューレット・パッカード株式会社) 入社 1998年10月 同社 西日本事業部第三営業部長兼西部支店長 2000年 1月 同社 西日本事業部第四営業部長 2000年 8月 シスコシステムズ株式会社 (現 シスコシステムズ合同会社) 入社 西日本営業統括本部パートナー営業部長 2001年 8月 同社 製造第一営業本部西日本営業部長 2002年 5月 株式会社アンビリカス 代表取締役 2006年 4月 ジェイズ・コミュニケーション株式会社 入社 2010年 3月 同社 取締役 2013年 6月 エムワイ・ワークステーション株式会社 取締役 2013年12月 同社 代表取締役 ジェイズ・コミュニケーション株式会社 常務取締役 2014年12月 当社 常務取締役 (現任) 2017年 4月 ジェイズ・コミュニケーション株式会社 取締役 (現任) 2018年 4月 ファルコンシステムコンサルティング株式会社 取締役 (現任) 2019年 3月 株式会社アステム 代表取締役 (現任) | 56,000株 |

取締役候補者の選任理由

候補者は、当社が属する業界における豊富な知識・経験を有し、2006年に入社以降、主に営業面を中心に当社グループの成長を牽引しております。

候補者の知識・経験等は、当社グループのさらなる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告書

株主
総会参考書類

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所 有 する 当社の株式数 |
|-----------|--|---|------------------|
| 4 | ふく だ やす ひろ 福 田 泰 福 (1966年2月13日生) | 1993年10月 三井建設株式会社（現 三井住友建設株式会社）入社 2001年 4月 栗田工業株式会社 入社 2007年 4月 ジェイズ・コミュニケーション株式会社 入社 2008年 3月 同社 取締役（現任） 株式会社イーサポート （現 ジェイズ・ソリューション株式会社）監査役 2012年12月 ジェイズ・テレコムシステム株式会社 取締役 2013年 6月 エムワイ・ワークステーション株式会社 取締役 2014年12月 当社 取締役経営管理部長（現任） 2016年 3月 ジェイズ・テレコムシステム株式会社 監査役（現任） ジェイズ・ソリューション株式会社 取締役 | 53,600株 |

取締役候補者の選任理由

候補者は、管理業務全般にわたり豊富な知識・経験を有しており、2007年に入社以降、主に管理面を中心に当社グループの成長に貢献しております。

候補者の知識・経験等は、当社グループのさらなる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1 取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2 取締役候補者の所有する当社の株式数は、2019年12月31日現在の状況を記載しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|-------|------------------------|--|----------------|
| 1 | 須崎 宏一 (1945年4月20日生) | 1969年4月 日本NCR株式会社 入社 1991年1月 同社 商工業担当営業部 西日本地区 営業部長 1996年1月 同社 産業システム本部 本部長補佐 1998年1月 同社 産業システム本部 データウェアハウス事業部長 1999年9月 シスコシステムズ株式会社 入社 関西支社長 2001年1月 同社 西日本営業本部長 2001年8月 同社 金融第一営業本部 本部長 2002年5月 同社 パートナー営業ソリューションパートナー開発担当本部長 2002年11月 ネットワンシステムズ株式会社 入社 市場開発本部 本部長 2005年10月 株式会社ネットマークス 入社 公共パートナー副本部長 2006年4月 同社 執行役員 2007年4月 同社 常務執行役員 2015年3月 ジェイズ・コミュニケーション株式会社 監査役 (現任) 当社 常勤監査役 (現任) | 一株 |

社外取締役候補者の選任理由

候補者は、当社が属する業界における豊富な知識・経験を有し、社外取締役及び独立役員として、客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|-------|-----------------------|--|----------------|
| 2 | 中川博史 (1968年8月24日生) | 1996年10月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入社 2005年2月 中川公認会計士税理士事務所(現 税理士法人AIO)設立 代表社員 (現任) 2012年3月 ジェイズ・コミュニケーション株式会社 監査役 2014年12月 当社 監査役 (現任) | 一株 |

社外取締役候補者の選任理由

候補者は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外取締役及び独立役員として、客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|-------|-----------------------|---|----------------|
| 3 | 樋口明巳 (1970年8月26日生) | 2000年4月 弁護士登録 2012年7月 あかつき法律事務所 設立 (現任) 2018年3月 当社 取締役 (現任) 2018年11月 株式会社カオナビ 監査役 (現任) | 一株 |

社外取締役候補者の選任理由

候補者は、弁護士としての経験・見識を豊富に有しており、社外取締役及び独立役員として、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1 監査等委員である取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
- 2 監査等委員である取締役候補者の所有する当社の株式数は、2019年12月31日現在の状況を記載しております。
- 3 樋口明巳氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
- 4 須崎宏一氏、中川博史氏及び樋口明巳氏は、社外取締役候補者であります。3氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
- 5 須崎宏一氏、中川博史氏及び樋口明巳氏とは、法令が規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。3氏の選任が承認された場合、当社は当該候補者との間で同内容の責任限定契約を継続する予定であります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件

当社は、2015年3月24日開催の第1期定時株主総会において、取締役に対する報酬額を年額240,000千円以内とすることをご承認いただき、今日に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、経済情勢等の事情を勘案し、改めて取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額を年額240,000千円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件」が原案どおり承認されますと、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は4名となります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、経済情勢等の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬額を年額40,000千円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されますと、当社の監査等委員である取締役は3名となります。

第7号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定に関する件

1. 提案の理由

当社は、取締役に当社グループの業績向上や企業価値の増大に対するインセンティブを与え、取締役及び監査役がより一層株主の皆様の利益を重視した業務展開及び適正な監査実施を介して当社の信用維持・業績向上を図ることを目的として、2018年3月28日開催の第4期定時株主総会において、取締役に對して年額80,000千円の範囲内、監査役に對して年額5,000千円の範囲内でストック・オプション報酬として新株予約権を発行することをご承認いただき、今日に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役及び監査役に対するストック・オプション報酬としての新株予約権に関する定めを廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対し、第5号議案としてご承認をお願いする報酬とは別枠にて年額80,000千円の範囲内、監査等委員である取締役に対し、第6号議案としてご承認をお願いする報酬とは別枠にて年額5,000千円の範囲内で、ストック・オプションとして新株予約権を発行するための報酬等につき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に對しストック・オプションとして発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において新株予約権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法により算定される公正価額を基準として当社取締役会で定める額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

かかるストック・オプションの付与は、当該新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額を発行価額(払込金額)とし、当社の取締役が新株予約権の払込金額の払込みに代えて、報酬債権と相殺する方法によって行うことを予定しております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第2号議案「定款一部変更の件」、第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されますと、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は4名、監査等委員である取締役は3名となります。

2. 新株予約権の内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役に對するストック・オプション報酬として1年間に発行する新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

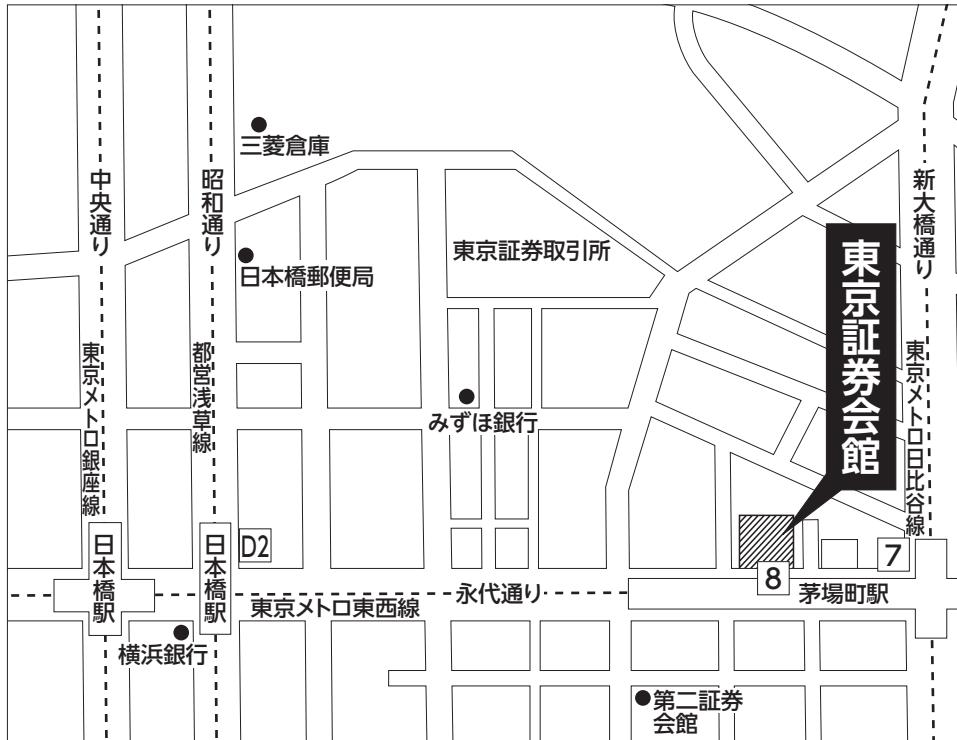
- (1) 新株予約権の総数
各事業年度に係る当社定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の総数は、当社取締役会決議に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対して年額80,000千円の範囲内、監査等委員である取締役に対して年額5,000千円の範囲内で新株予約権の発行価額(払込金額)の総額を定め、これを新株予約権の割当日において新株予約権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法に基づいて算出される新株予約権1個当たりの公正価額を基準として当社取締役会で定める額をもって除して得られた数(ただし、整数未満の端数は切捨てる。)を限度とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。
また、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- (3) 新株予約権と引換えに払い込む金額
新株予約権の1個あたりの払込金額は、新株予約権の割当日において新株予約権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法により算定される公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。なお、新株予約権の割当てを受ける取締役は、当該払込金額の払込みに代えて、報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺するものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
割当日から割当日後30年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、当社の取締役並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれかの地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には前営業日)を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができるものとする。
 - ② その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (8) その他の新株予約権の募集事項
その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京証券会館 9階 会議室

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 TEL 03-3667-9210



交通のご案内

- 東京メトロ日比谷線・東西線 茅場町駅 8番出口より直結
- 東京メトロ銀座線・東西線、都営地下鉄浅草線 日本橋駅 D2出口より徒歩5分

※駐車場の用意はございませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。